最終更新日：2018年7月9日
株式会社エムアップ
代表取締役 美藤宏一郎
問合せ先：総務経理部 電話番号 03-5467-7125
証券コード：3661
http://www.m-up.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、株主、顧客、取引先、提携先および従業員等のステークホルダーから期待される継続的な成長、企業価値の増大、高付加価値の商品の提供、経営の安定化を実現するためには、コーポレート・ガバナンス体制をより強固にすることが必要不可欠であると認識しております。
具体的には、法令・定款等に準じて業務執行および意思決定プロセスにおける有効性、効率性、緻密性および牽制性の確保、不正・誤謬の防止および遵法性の確保等に尽力する方針であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

［原則１－２　株主総会における権利行使］
［補充原則１－２－４　議決権の電子行使等］
現状では、当社の株主における外国人株主の比率は低く、また外国人株主から議決権行使に関する特段のご不満をお聞きしていませんが、今後の外国人株主の比率の推移や各種の手続とその費用等も勘案し、合理的と判断した場合は、あらためて採用を検討いたします。なお、招集通知の英訳の実施につきましても、議決権の電子行使と同様に、検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

［原則３－１　情報開示の充実］
［補充原則３－１－２　英語での情報開示］
当社は、英語での情報の開示・提供について、外国人株主の比率の推移を踏まえ、検討してまいります。

［補充原則４－１－２　中期経営計画達成に対する取締役会のコミットメント］
当社の属するインターネット関連市場は、いまだ発展途上にあり、業界環境の変化は激しく、未だ不確定要素が多いため、中期経営計画を公表していませんが、取締役会においては、中期的な業績目標を定め、進捗状況の確認、分析を行った上で、適宜、見直しを行っています。

［原則４－８　独立社外取締役の有効な活用］
当社は、高い独立性を有することは勿論のこと、当社の事業領域である、インターネット業界や音楽およびエンタテインメント業界において、高い見識を有し、かつ上場企業経営に関する豊富な知識と経験を有した人物が、独立社外取締役として適任であると考えております。現在、当社は独立社外取締役として2名を選任しておりますが、上記の観点からなる経験と見識に基づき、当社の経営に対する適切な助言や監督を行っており、当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。また、社外の監査委員である取締役2名は、それぞれ独立した客観的な立場から、その専門的な知識や経験に基づき経営の監視を行っています。今後につきましては、コーポレート・ガバナンス機能の更なる充実を図るため、独立社外取締役の増員も検討してまいります。

［補充原則４－８－１　独立社外取締役の情報交換体制］
当社の独立社外取締役は、取締役会において積極的に意見を述べるとともに、必要に応じて他の取締役と情報共有を図り、その責務を十分果たしていると考えています。そのため、独立社外者のみを構成員とする会合を開催する予定はありません。ただし、独立社外取締役からそのような要望があった場合には対応してまいります。

［原則４－10　任意の仕組みの活用］
［補充原則４－10－１　独立取締役による指名・報酬委員会の検討］
当社では、取締役候補者の指名並びに執行役員の選任について、社外取締役を含む取締役会において候補者の実績や経験、能力等を総合的に勘案の上、決定しております。また、報酬の決定につきましても、同様に社外取締役を含む取締役会において、株主総会の決議による報酬総額の限度内で適切に決定されていることから、任意の諮問委員会等の設置は必要なく、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。しかしながら、今後については、取締役の指名、執行役員の選任および報酬等の検討に際して、より適切な形で独立社外取締役の関与および助言を得るための方法を検討してまいります。

［原則 ４－11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件］
［補充原則４－11－３　取締役会の実効性分析・評価の実施と開示］
当社では、取締役会の実効性の分析や評価、その結果の開示は実施していませんが、今後につきましては、分析や評価の仕組みを構築し、その結果の概要を開示していくことも検討してまいります。

［コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示］
［原則１－４　政策保有株式］
当社は、純投資目的以外の目的で上場株式を保有するに当たっては、事業活動の持続的な発展とそれによる中長期的な企業価値向上の観点に立ち、業務提携や取引関係の構築や強化等の事業上の必要性、および投資の経済的合理性等の検討を十分に行った上で、必要と判断する場合に政策保有を行う方針です。
政策保有株式の議決権の行使にあたっては、当該企業の経営、財務状況を分析した上で、議案ごとに内容を精査し、当社の保有目的に適うものか、ひいては当社の株主価値を毀損するものでないか等を総合的に勘案し、議案ごとに賛否を判断いたします。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社は、関連当事者間の取引については取締役会決議事項とし、特別の利害関係を有する者を除いた取締役によって決議を行う旨、並びに取引の経過や結果を報告する旨を「取締役会規程」に定めており、適切に監督を行っています。また、取締役による競業取引や利益相反取引についても、同様に取締役会における取引の承認および取引後の報告を行うこととしています。

【原則3－1　情報開示の充実】
当社は、下記(1)～(5)について、次のとおり情報提供を行っています。
(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社は、経営理念として経営の基本方針並びに社長メッセージをウェブサイトにおいて公表しています。また、経営戦略は、株主総会や決算説明会において説明を行うとともに、当社ウェブサイトにおいてその資料を提供しております。また、経営計画につきましては、東京証券取引所に提出する決算短信において、年次の業績予想を公表しています。
(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、コーポレート・ガバナンス報告書において開示しております。
(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社の社外取締役を除く監査等委員でない取締役の報酬体系は、インセンティブの一つとして機能すべく、固定報酬としての基本報酬と変動報酬としての業績連動賞与およびストックオプションで構成しています。個別の報酬額は、役員報酬に関する社内規程に従い、会社の業績、貢献度および経済状況等を総合的に勘案して、取締役会における決議により決定されます。なお、社外取締役の報酬については独立した立場から経営の監視・監督機能を担う役割に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみとしています。
また、監査等委員である取締役の報酬体系につきましては、固定報酬のみで構成されており、監査等委員である取締役の協議により決定されます。
(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
監査等委員でない取締役候補者につきましては、会社経営や当社の属する業界におけるこれまでの経験、知識、高い専門性および見識を有しているかなどの確認を行い、代表取締役および取締役が面談を行い、意見交換や協議を行った上で候補者を選定し、取締役会における審議を経て決定いたします。
監査等委員である取締役候補者につきましては、当社の経営や事業、当社の属する業界に関して豊富な経験や幅広い見識を有し、監査等委員でない取締役に対して適切な助言を行うことのできる候補者を代表取締役およびその他の取締役が選定し、取締役会における審議を経て決定いたします。
(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
社外の監査委員でない取締役候補者および監査等委員である取締役候補者の選任については、個々の略歴、選任理由および重要な兼職の状況等を、株主総会参考書類、有価証券報告書、本報告書「2．1．【取締役関係】会社との関係(2)」において開示しております。今後は、社内出身の取締役を含む全ての候補者につきましも、選任理由の記載を検討してまいります。

【原則4－1　取締役会の役割・責務(1)】
【補充原則4－1－1　取締役会の判断・決定、経営陣に対する委任の範囲の開示】
取締役会は、法令、定款および取締役会規程の定めに従い、当社の重要な業務執行に関する事項を決定し、その他の業務執行については、職務権限規程に基づき業務執行取締役および執行役員等にその権限を委任しています。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準および資質】
当社では、社外取締役候補者の独立性判断基準は、会社法上の社外要件および東京証券取引所が定める独立性基準としております。また、当社の経営に適切な助言および監督のできる取締役候補者を選定しております。

【補充原則4－11－1　取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方】
当社は取締役会について、取締役会全体としての知識や経験と、各取締役の能力のバランスおよび多様性を確保した上で、的確かつ迅速な意思決定のための規模を勘案し、当社にとって最適な形で構成されるよう配慮することとしております。
取締役会の規模については、各事業部門へと適正に配置した執行役員への権限委譲を前提として、意思決定の迅速化を図るべく、取締役会における適切な審議、執行の監督を行うために必要かつ、適切な規模とし、定款において10名以内と定めています。

【補充原則4－11－2　取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況】
社外取締役2名は、他社の役員を兼任していますが、その数は合理的な範囲であり、当社の取締役としての役割や責務を適切に果たすことができるものと考えています。各役員の兼任状況につきましては、有価証券報告書、本報告書「2．1．【取締役関係】会社との関係(2)」に開示しております。

【補充原則4－14－2　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は、取締役がその役割や責務を果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供することを基本方針としており、取締役に対し自らの責任を果たすべく、業務上または経営を管理・監督する上で、必要な知識の取得や更新等のための研修の機会を提供または斡旋することとしており、その費用は当社にて負担することとしております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主や投資家の皆様との対話について責任者および担当部署を定め、取締役総務経理部長および総務経理部がその任に当たることとしております。責任者および担当部署は、株主や投資家の皆様との建設的な対話を行っており、その際頂いたご意見を慎重に検討し経営の改善に役立てることもあります。
また、株主総会後には事業説明会を開催し、株主や投資家の皆様との面談対応、および年に2回の株主通信の発行による情報提供など、株主や投資家の皆様との対話促進に努めております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
美藤　宏一郎	1,475,100	19.71

ツバメ工業株式会社	296,000	3.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	124,100	1.65
藤池　季樹	116,000	1.55
桑田　武志	110,000	1.47
日本証券金融株式会社	102,100	1.36
資産管理サービス信託銀行株式会社 （証券投資信託口）	91,000	1.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	89,200	1.19
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	85,600	1.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	71,500	0.95

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
織原　新一	他の会社の出身者											
今村　肇	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
織原　新一	○	○	―――	長年の上場会社における経営管理業務およびコンサルタントとしての公開支援業務から培われた企業の管理体制に係る知識および経験を、当社の監査体制に活かしていただくため、監査等委員である取締役として選任しております。 また、経営陣から独立した地位を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため独立役員に指定しております。
今村　肇	○	○	―――	音楽業界の制作および宣伝の経験を生かし、公正・中立な視点や経営全体の視点から経営監視機能を強化していただくために監査等委員である取締役として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

内部監査室が、監査等委員である取締役の求めに応じて監査等委員の職務を補助することとしております。また、監査等委員である取締役が補助者の採用を希望する場合は、取締役会で意見交換を行い決定いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員である取締役は、会計監査人および内部監査室との情報交換により連携を深めております。
内部監査との連携においては、必要に応じて内部監査室による実査に同行することで、監査計画でカバーしていない業務監査の分野を補完しつつ、内部監査担当者の監査方法について確認し、具体的な助言を与えております。
また、四半期毎に会計監査人より監査結果報告を聴取するほか、適時に会計監査人と会合を行い、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めるなど連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社企業価値向上へのインセンティブの付与、福利厚生の充実、および株主としての資本参加による経営参加意欲並びに勤労意欲の向上を通じて当社の恒常的な発展を促すことを目的として付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、親会社の執行役

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社企業価値向上へのインセンティブの付与、福利厚生の充実、および株主としての資本参加による対象者の経営参加意欲並びに勤労意欲の向上を通じて当社の恒常的な発展を促すことを目的として付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第14期事業年度における取締役の報酬等の額
取締役(監査等委員を除く)2名(うち社外取締役0名)に対し、報酬等の額110,600千円(うち社外取締役 -千円)
取締役(監査等委員)3名(うち社外取締役2名)に対し、報酬等の額 8,640千円(うち社外取締役 2,400千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議により監査等委員でない取締役全員と監査等委員である取締役それぞれの報酬総額の最高額を決定しております。
監査等委員でない取締役の報酬額は、業務分掌の内容および業績への貢献度などを総合的に勘案し取締役会で協議の上、決定しております。
監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役全員の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を補佐する部署、および担当者は現在設置しておりませんが、取締役会をはじめとし、意思決定における重要会議には出席し、必要に応じて取締役および従業員に説明を求めたり、必要な書類の閲覧を行ったりすることができる体制としております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1.取締役会
当社は、事業環境の急速な変化に迅速に対応するため、毎月1回の定例取締役会および、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営の基本方針や法令で定められた経営に関する重要事項を決定しております。取締役会では、各取締役の担当する業務の状況や利益計画の進捗状況等を含む取締役の業務執行状況の報告を詳細に行うことで、取締役間での相互牽制および情報共有に努めております。取締役会は、6名で構成されており、そのうち3名は業務執行に携わらない社外取締役であります。当該社外取締役は、上場会社での経営管理の経験から、意思決定機関の運営に関する具体的な意見具申を行っており、経営監視機能の充実も図られております。

2.監査等委員会
当社は監査等委員設置会社であります。監査等委員3名(うち非常勤の社外取締役2名)で構成されております。社外取締役は、長年の上場会社における経営管理業務に携わった経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査等委員会は毎月開催されており、監査計画に対する監査の進捗状況、監査の結果報告およびこれらに対する監査等委員である取締役間での意見交換を行い、監査項目の網羅性を確保し、監査内容の精査を図っております。

3.コンプライアンス委員会
当社は、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の業務遂行において関係法令並びに社会規範を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践することを目的とし、コンプライアンス規程を制定し、当社のコンプライアンスの方針、体制、運営方法などを定め、四半期に1度コンプライアンス委員会を開催しております。コンプライアンス委員会は、代表取締役を委員長とし、各取締役および内部監査室長で構成され、コンプライアンスに係る取組の推進やコンプライアンスに関する研修等を実施しております。

4.内部監査
当社は、代表取締役直轄の独立組織として内部監査室を設置しており、内部監査室は内部監査室長1名を配しております。内部監査室は、従業員の業務状況について規程・マニュアル等の遵守性、法令等に照らした適法性等の観点から、1年間で社内の全部署に対して内部監査を実施しております。監査結果は、内部監査報告書をもって代表取締役に対して報告を行うとともに、各部署に対しては具体的な指摘事項および問題点の通知を行っております。改善指示を受けた部署は、これらの原因分析を行うとともに、具体的な改善策を検討の上、改善計画書を作成し、内部監査室を通し代表取締役へ提出しております。また、内部監査室は、改善状況に関して再監査を行い、その結果を改善状況報告書として取りまとめ代表取締役へ提出しております。
また、内部監査室は、監査の充実および効率化を図る目的で、監査等委員である取締役および会計監査人と定期的に情報および意見交換を実施しております。

5.会計監査
当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、会計処理・決算内容等についての監査を受けております。業務を執行した公認会計士の氏名、監査継続年数および所属する監査法人名は、以下のとおりであります。
業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 下條 修司
指定有限責任社員 業務執行社員 伊藤 裕之
監査業務に係る補助者の構成
公認会計士3名、その他2名

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は変化の激しい業界に属していることから、取締役会につきましては、業界や社内の状況に精通した社内取締役を中心とし、そこに、豊富な経営管理経験を有し、客観的・専門的見地からの助言が期待できる社外取締役を加え構成されております。これにより、迅速かつ的確で効率的な意思決定と、それに対する幅広い視野と客観性、公正性を併せ持った実効性の高い監督が実現できると考え、現在の体制を採用しております。
また、当社では社外取締役2名も含めた監査等委員会による監査体制が経営監視に有効であると判断し、監査等委員会設置会社制度を採用し

ております。取締役会には監査等委員である取締役3名が出席しており、監査等委員でない取締役の業務執行に関する監督を行うとともに適宜、提言および助言などを行い、透明性のある公正な経営体制および効果的にガバナンスが機能するよう努めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り込んで参る所存です。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けた日程を選択するとともに、個人の株主様にご出席頂けるような時間帯への配慮、ならびに株主様との懇親を深めるための懇親会等の実施により開かれた株主総会の開催に努めてまいります。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上、アナリスト・機関投資家向け説明会の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社IRサイトに、決算短信並びに適時開示資料、各種説明会資料などを掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務経理部に担当者を設置し対応しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、会社の状況を適時適切に株主、投資家へ開示することは上場企業としての責務であり、株主や投資家の視点に立ち、会社情報を提供することが重要であると認識しております。今後、決算説明会やIRコーナーにおいて、ステークホルダーとのコミュニケーションを図っていきたいと考えております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、適切かつ効率的な業務運営を遂行するためには、有効な内部統制システムを継続的に整備･構築し、運用していくことが不可欠であると認識し、会社法第362条第４項第６号及び会社法施行規則第100条に基づき、平成21年12月16日及び平成28年６月29日開催の取締役会決議により、以下の通り内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、業務の有効性、効率性及び適正性を確保する体制の整備･運用をしております。

＜内部統制システム構築の基本方針＞

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役は経営理念を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成する。

(2) コンプライアンスに関する社内規程等に従い、担当責任部門は当社内の意思決定プロセス及び業務執行において、全社を横断する調査、監督指導を行う。

(3) 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査等委員の監査を受け、監査等委員は監査等委員でない取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。

(4) 取締役が他の取締役の法令･定款違反行為を発見した場合には、直ちに取締役会に報告する。

(5) 社長直属部門として内部監査業務を専任所管する部門（以下、「内部監査室」という。）を設けており、年度監査計画に基づいて専任担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行ない、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は、社長以下関係役員及び監査等委員である取締役にも報告され、経営力の強化を図る。

(6) 事業毎に必要に応じて法律･会計等の外部の専門家を起用し、法令･定款違反行為を未然に防止する。

(7) 金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組を整備、構築し、業務の改善に努める。

(8) 会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録･保存･管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

(2) 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存･管理する部門、責任者、取扱い者を明確にし、適切に管理する。

(3) 情報セキュリティに関する基本方針、細則等を決定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理に関する規程･マニュアル等を制定及び改定し、当社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織及び責任者を定め、適切に評価･管理体制を構築する。

(2) 不測の事態が生じた場合には、対策チーム等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(3) リスクマネジメントを担当する部門を明確にし、事業活動における各種リスクに対する予防･軽減体制の強化を図る。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営理念を機軸として、内外の環境を考慮し策定される中期経営計画に基づき、年度計画及び業務目標を明確にし、各業務を執行する。

(2) 執行監督責任の明確化を目的として、取締役には社外取締役を含むものとする。

(3) 社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

５．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社における業務執行の状況を把握し、業務の適正性の確保、リスク管理の徹底を図るため、当社取締役、監査等委員である取締役及び従業員が、必要に応じて各子会社の取締役及び監査等委員である取締役または監査役を兼任するとともに、重要な事項については、事前に当社取締役会において協議する。

(2) 子会社管理に関する規程、マニュアル等を整備し、子会社における法令遵守及びコンプライアンスの徹底を図るための指導、支援を実施する。また、内部監査室は、子会社に対する内部監査を実施し、子会社の内部統制の整備に資する。

(3) 当社が策定した経営方針･事業計画を子会社にも周知徹底するとともに、当社の取締役会への報告体制を確立することにより、子会社に対する当社の経営管理体制を整備する。

(4) 子会社の事業戦略、事業計画等の重要事項の決定は、当社の事前承認事項とする。

６．監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1) 当社の内部監査室が、監査等委員である取締役の求めに応じて監査等委員の職務を補助する。

(2)監査等委員である取締役が補助者の採用を希望する場合は、取締役会で意見交換を行い決定する。

７．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査等委員である取締役より監査等委員を補助することの要請を受けた内部監査部門の従業員は、その要請に関して、取締役及び上長等の指揮･命令を受けないものとする。

８．取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制

(1) 監査等委員会委員長は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求める。

(2) 取締役及び従業員は、監査等委員である取締役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。

(3) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査等委員である取締役に報告する。

９．その他の監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員には法令に従い監査等委員である社外取締役を含み、公正かつ透明性を担保する。

(2) 監査等委員である取締役、会計監査人及び内部監査部門は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。

(3) 代表取締役と監査等委員である取締役は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合をもつ。

(4) 当社監査等委員である取締役が独自に意見形成するため、会社と顧問契約を締結していない弁護士等、外部の専門家に相談ができる体制を確保する。

10．反社会的勢力を排除するための体制

(1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。

(2) 当社は、「反社会的勢力および団体の排除に関するポリシー」により、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決します。」と宣言するとともに、反社会的勢力の排除に関する対応部署を設置し、反社会的勢力及び団体との関係を遮断するための取組支援、社内体制の整備、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行っております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力および団体の排除に関するポリシーを制定し、ホームページに掲載することにより、当社の反社会的勢力および団体の排除に関する方針を明確にし、反社会的勢力および団体からの接触の防止に努めております。それに加え、万が一、反社会的勢力および団体が当社に接触を試みた場合に備え、反社会的勢力対応規程を制定し、当社の健全な経営を阻害する要因の排除と反社会的勢力および団体への資金提供等を防止するための対応策を定めております。

さらに、警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等には、代表取締役をはじめとする取締役を中心に積極的に参加しており、反社会的勢力排除に対する意識の向上を図るとともに情報収集にも努めております。加えて、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会にも参加しております。なお、上場後の株主をはじめとした利害関係者の増加に備えて、所管警察署の相談窓口との関係強化、事件発生時の緊急体制の構築も実施しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

■適時開示体制の整備に向けた取り組み
当社では、正確な企業情報の適時･適切な開示への積極的な取組みは、経営の透明性および公正性を高めることとなり、それらはコーポレート･ガバナンスの側面からも重要であると考えております。株主等に対して迅速、正確かつ適切に情報を伝達することは、当社の信頼性の向上につながり、また、株主価値の向上へも繋がるものである考えております。
また、情報の開示については、会社法、金融商品取引法および貴取引所の定める「有価証券上場規程」に沿って会社情報の開示を行ってまいります。また、加えて適時開示規則に該当しない会社情報につきましても、株主等の当社並びに当社事業、業績への理解を高めると判断される情報は、自主的、積極的かつ適切な情報開示の充実に努めてまいります。

